

れるように原因究明を行わせるなどの働きかけを行うとともに、事業実施機関が行う対策について、適切に報告させるなどしてその内容を把握すること

## 2 当局が講じた処置

本院は、外務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、外務省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア トカット県ブユックコズルジャ小学校改修計画については、事業実施機関に対して、児童減少により閉校となった小学校が有効活用されるよう働きかけを行ったところ、事業実施機関は地域の主要産業である農業関連の研修施設としての活用に向けた取組を開始したが、この用途だけでは活用には至らなかった。その後、事業実施機関は、5年11月に様々な市民講座を開催する研修施設として活用することを決定し、複数の講座を試験的に開催するなど具体的な取組を開始した。そして、6年5月に事業実施機関等から研修施設として継続して利用する意思が表明されたことを受け、外務省は同年6月に小学校校舎の用途を研修施設に変更するための所要の手続を行った。また、5年3月に在外公館に対して通知を発して、今後、草の根無償で人口減少が著しい地域に所在する小学校の改修工事等を行う事業を実施するに当たり、完了検査等により事業計画における児童数を下回っていたり、事業開始前よりも児童数が減少していたりなどしていることを認識した場合、事業完了後も引き続き利用状況等を確認することとした。

イ 南コタバト州トュピ町カブロン村給水システム整備計画については、事業実施機関に対して、水量を回復できていない原因を究明させるなどして整備された給水システムが有効に活用されるよう働きかけを行った。その結果、事業実施機関は原因を水道管に盗水管が接続されていたことなどと特定して盗水管を取り外すなどの工事を行ったり、飲み水に適した安全なものではないとされていた水源から取水している既存の給水システムに接続した給水スタンドについて、取水槽等の洗浄、薬品の投入等を行ったりすることにより、飲み水に適した安全な水質で水量が確保できるようにしていた。また、5年3月に在外公館に対して通知を発して、今後、草の根無償で給水スタンドを複数設置する事業を実施するに当たり、多くの給水スタンドから水が出ていないなどの報告を受けるなどしてその状況を認識した場合、事業実施機関に報告させるなどして個々の給水状況を確認し、事業実施機関に対して、整備された給水施設が十分に活用されるように原因究明を行わせるなどの働きかけを行うとともに、事業実施機関が行う対策について、適切に報告させるなどしてその内容を把握することとした。

令和4年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

### 無償資金協力(草の根・人間の安全保障無償資金協力)の実施状況について

(令和4年度決算検査報告78ページ参照)

#### 1 本院が表示した意見

外務省は、開発途上地域の政府等に対して返済の義務を課さないで資金を贈与することにより実施する無償の資金供与による協力等の政府開発援助を実施している。しかし、草の根・人間の安全保障無償資金協力(以下「草の根無償」という。)によるフィジー共和国におけ

る小学校整備計画のうち、ナヴァケゼ・ディストリクト小学校整備計画及びカランプ小学校整備計画において、新校舎の建設工事が中断していることや、トイレ棟及び幼稚園舎の工事が中断していることにより、事業の目的が全く達成されていない状況となっていて無償資金協力の効果が全く発現していない事態、また、バウ・ディストリクト小学校整備計画において、校舎は完成したものの、寄宿舎は完成しておらず、事業の目的が十分に達成されていない状況となっていて無償資金協力の効果が十分に発現していない事態が見受けられた。

したがって、外務大臣に対して令和5年10月に、会計検査院法第36条の規定により、次のとおり意見を表示した。

ア ナヴァケゼ・ディストリクト小学校整備計画、カランプ小学校整備計画及びバウ・ディストリクト小学校整備計画について、事業実施機関等に対して、速やかに工事を再開するなどして施設を完成させるよう働きかけるなどすること

イ ナヴァケゼ・ディストリクト小学校整備計画及びカランプ小学校整備計画における事態を踏まえて、今後、草の根無償を実施するに当たり、小学校等の建設工事を実施する際に、事業実施機関から施工業者等への支払が工事等の進捗に伴い段階的に行われることとなっている場合、施工業者等に対する事業実施機関の支払においては、契約書等に記載された段階ごとのものとなっているかなど、資金引出しに際して事前に請求書等で用途等の確認を徹底すること

ウ ナヴァケゼ・ディストリクト小学校整備計画及びカランプ小学校整備計画における事態を踏まえて、今後、草の根無償を実施するに当たり、小学校等の建設工事を実施する際に、進捗状況の確認のために事業実施機関から取り付けることとしていた中間報告書が期限までに未提出であるなどの場合、口頭による確認のみならず、その内容の根拠の確認、遅延の原因の究明、工事の現況把握のための現地訪問等、事業の進捗を確認する措置を十分に講ずること

エ カランプ小学校整備計画及びバウ・ディストリクト小学校整備計画における事態を踏まえて、今後、草の根無償を実施するに当たり、小学校等の建設工事を実施する際に、事業実施機関と施工業者等との連絡がとれなくなっているなどの場合、事業実施機関からその状況を速やかに報告させることを徹底するとともに、在外公館が事業実施機関と共に施工業者等を訪問し十分に協議を行うなどして事業の継続を図ること

## 2 当局が講じた処置

本院は、外務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、外務省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 3事業について、速やかに工事を再開するなどして施設を完成させるよう事業実施機関等に対して働きかけを行った。その結果、事業実施機関は、6年5月までに全ての施設の工事を再開した。

イ 6年6月に在外公館に対して、草の根無償で小学校等の建設工事を実施する際の注意喚起を目的とした通知を発して、今後、事業実施機関から施工業者等への支払が工事等の進捗に伴い段階的に行われることとなっている場合、施工業者等に対する事業実施機関の支払においては、契約書等に記載された段階ごとのものとなっているかなど、資金引出しに際して事前に請求書等で用途等の確認を徹底することとした。

ウ イの通知により、今後、進捗状況の確認のために事業実施機関から取り付けることとしていた中間報告書が期限までに未提出であるなどの場合、口頭による確認のみならず、その内容の根拠の確認、遅延の原因の究明、工事の現況把握のための現地訪問等、事業の進捗を確認する措置を十分に講ずることとした。

エ イの通知により、今後、事業実施機関と施工業者等との連絡がとれなくなっているなどの場合、事業実施機関からその状況を速やかに報告させることを徹底するとともに、在外公館が事業実施機関と共に施工業者等を訪問し十分に協議を行うなどして事業の継続を図ることとした。